

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会電気冷蔵庫等判断基準ワーキンググループの開催について
(案)

1. 趣旨及び審議事項

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に「トップランナー方式」が導入されてから16年が経過し、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫(以下「電気冷蔵庫等」という。)が平成22年度(平成22年4月1日～平成23年3月31日)に目標年度を迎えた。これを受け、省エネ法第87条第13項の規定に基づき、これらの機器の製造事業者及び輸入事業者に対しエネルギー消費効率等の報告を求めると共に、その報告内容について精査し、達成状況等についての評価を行ったところである。

また、国際整合化の観点から、JIS C 9801「家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法」に規定された日本での使用実態に合った消費電力量試験方法について、日本から国際規格のIECに提案し、当該内容が盛り込まれた国際規格が新たに発行された。本国際規格に基づきJIS C 9801を改正することにより、より精度が高い表示値を示すことができると共に、統一された消費電力量測定方法に従って省エネ技術や省エネ製品を世界に普及拡大させていくことが可能となる。

こうした状況を踏まえ、対象範囲及び測定方法の見直しや新たな目標基準値の策定について検討を行うべく、「電気冷蔵庫等判断基準ワーキンググループ」を開催することとする。

2. 委員構成

電気冷蔵庫等判断基準ワーキンググループの委員構成については、学識経験者、消費者団体等により構成する。なお、ワーキンググループ座長及びワーキンググループに属すべき委員は、委員長が指名する。

3. 本ワーキンググループの当面のスケジュールについて

- ・平成27年4月に第1回を開催(対象範囲及び測定方法)。
- ・平成27年度6月～7月に第2回を開催予定(目標年度、区分、目標基準値、表示事項等)。